

月報

1989 10 月号



シンガポール日本商工會議所

PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

〈 目 次 〉

(1989年10月号)

海外引越業務の現状と将来について…… (シンガポール日本通運(株)、海運貨物支店) ……	1
今年度の税制改正 (その2) ……	高山 宜門 …… 7 Ajit C. Prabhu
CARD よもやま話 …… (凸版印刷株式会社) ……	福居 克彦 …… 15
緊急援助会社について …… (GESA) ……	君島喜久江 …… 19
陳永裕副会長ご挨拶 (総会時の修正文) ……	25
会員紹介 …… (株式会社アルテコ・ケミカル) ……	27
理事会の動き ……	28
8月の主な経済記事 ……	33
広報欄 ……	42
資料案内 ……	44
編集後記 ……	46

海外引越業務の現状と将来について

シンガポール日本通運㈱

海運貨物支店

はじめに

日本の企業がいろいろな要因、すなわち拡張、円高、貿易摩擦等によって海外進出を果たしてゆくに伴い、海外引越業務が業として認識されるようになったのは、ここ10年というところである。その昔、日本から海外に赴任する人数は外交官等政府関係、商社、銀行駐在員、そして留学生等ほんの一握りで、業者も数えるほどであった。従い当時の業者は輸出の場合、受託したら貨物を引取り、梱包、通関をして船積終了後、B/L（船荷証券）外必要書類を荷主に手渡すか、渡航後であれば赴任地に郵送すれば事足りた。

しかしながら1970年代のドルショック、オイルショック以後、日本のメーカーは自社製品の拡張を自社で行なう方向へ、さらには、現地生産へと進みはじめた。1970年代後半には海外進出が急増し、その結果海外引越が業として独立したものとなった。要するに需要が急増してきたわけである。

業者の数も増え、サービス内容も業者間で競われるようになり、利用者側からすれば選択の幅が広がったことになる。

サービス内容も現地情報生活事情等ソフトの部分が充実してゆく一方収受料金はあまり変わっていないと思われる。

これは業者が専門化することによりスケールメリットを荷主に還元していることや、コンピュータ化、合理化に懸命に努力していることが考えられる。

一見この引越業務は単純な仕事と考えられ勝ちであるが個人のお荷物であるが故に、言うに言われぬ、とんだハプニングが起るのもこの業務の特色である。この稿は引越業務の現状と将来というテーマで筆を進めるが資料不足（海外引越に関する資料統計は極めて少ない）のため推測の部分もあることを予めお許しいただきたい。

A. 業界の現状

日本人が諸外国にどれ位在住しているのかは、この業界マーケットをつかむ意味で非常に大きな指標となる。シンガポールについては後述するとして、日本のマーケットを取り上げてみた。

1. マーケット (対象顧客数)

毎年外務省が発表する「海外在留邦人数統計」の昭和63年度版によると、昭和62年10月現在、その人数は518,318人(対前年比4.1%増)である。このうち6ヶ月以上の長期滞在者数は270,391人(対前年比7%増)で地域別実態をみると北米40.6%、欧州26.0%、アジア20.4%で、残りが南米、アフリカ、大洋州、その他地域となっている。

しかしながら統計は在留届を出している人数であり、在留届を出していない長期滞在者数は上記統計の10%増と推測される。職業別では民間企業60%、研究学生、教師20%、政府関係1%、その他9%となっている。

一方昭和62年12月現在、日本における外国人登録人数は884,025人(対前年比1.9%増)で、このうち海外引越の対象とならない永住者等を除くと114,761人と統計にある。

従い、海外引越の対象となる総人数は、日本人長期滞在者270,391+外国人日本滞在者114,761人の計385,152人となる。

世帯数としては独身、単身家族での滞在があり、平均3名として128,384家族となる。最近では滞在年数も長くなっており、平均4.5年とすると、約30,500世帯/年間で日本と諸外国間の帰赴任していることになるが、この中には赴任国や赴任目的、事情によって、全く引越貨物をもってゆかないか、またはハンドキャリーのみの場合も多い。また日本人の海外永住者もあることから、海外引越の対象となる世帯数は約23,000~25,000/年間と推定される。

2. 概算数量

それでは数量(船便は立方メートル、航空便は容積Kg)は年間どれくらいあるだろう。海外へ引越する場合、赴任地の事情、家族構成、滞在年数、会社の制限等により引越貨物として送る容積(重量)が異なり、推定は非常

に困難であるが、当社の永年の経験値をもとに推測してみた。昭和62年度の統計によれば輸出の場合、船便約23,500件、航空便約19,500件である。1件あたりの平均数量は船便4.9立方メートル、航空便88Kgとの数字から

$$\text{船便 } 4.9 \times 23,500 = 115,150 \text{ 立方メートル}$$

$$\text{航空便 } 88 \times 19,500 = 1,716,000 \text{ Kg}$$

一方輸入についても同様の件数があるとすれば、輸入1件当りの平均では、船便6.36立方メートル、航空便65Kgとなっているから、

$$\text{船便 } 6.36 \times 23,500 = 149,460 \text{ 立方メートル}$$

$$\text{航空便 } 65 \times 19,500 = 1,267,500 \text{ Kg}$$

と推測できる。

何と驚くなかれ、輸出入合わせて年間船便265,000立方メートルで大型タンカー1隻分、航空便2,983,500Kgでジャンボフレーター40機分という膨大な数量となる。

3. 取扱業者とそのサービス

約10年程前までは一部大手運送業者と、限られた専業業者がサービスを提供していた。この業界も、近年新規業者が入り乱れる戦国時代となっている。昭和63年7月の運輸省の調査では約50社あり、その業種分類では、(1)大手総合運送会社、(2)港湾運送通関(乙仲)専業会社、(3)倉庫会社、(4)外資係フォワーダー、(5)大手商社及びメーカーの物流小会社等々がある。

また業者のサービス提供の方法(サービス形態)の分類では、

- (1)自社で引受け、自社で作業を行なう。
- (2)自社で引受け、(責任を負う)が作業は下請を使う。
- (3)単に取次のみで、責任を負わない。

と大別できる。

近年急増しているのは、自社で引受け責任を負うが、作業は下請を使う業者で、輸出の場合についてみると、日本での作業は自社の手で行ない、海外での作業は代理店(下請)を使っている業者である。自社で引受け、自社で作業(海外を含めた)を行なうためには、巨大なネットワークが必要であり、このサービスを提供できるのは一部大手総合運送会社に限られる。

B. 海外引越業務の特色および国による規制

日本から海外、海外から海外へ引越する場合は、国内引越と決定的に異なるいくつかの問題がある。また赴任国での引越貨物の法規制も見逃せない。ここではそれらについて一般的な事柄を述べてみたい。

赴任国（都市）や会社制限、家族構成によって引越貨物の品目が異なるのは海外引越を経験された方（特に主婦）は充分ご承知の事と思われる。この電気製品は使えるのか、衣類は手に入るか、日本食はどうか、本は？小さな子供さんのいる家庭はおもちゃの心配までせねばならない。加えて、会社の容積重量制限、赴任国の規制による金額、免税期間（引越貨物として輸入できる期間）、関税、保険等多くの制約がある。これらの事をすべて考え合わせた後に、引越貨物として送り出すもの、残置するものを決定することになる。今まで住んでいた生活基盤を、そのまま国内引越のように移動するわけではないことが海外引越の特色であり、赴任国の生活情報や法規制情報が豊富であればあるほど、効率の良い引越ができることも付言しておこう。

それでは具体的に各国の規制を列挙してみたい。

- (1)日本：引越貨物として通関できるのは輸出入とも本人の入出国の日から6ヶ月以内である。必要書類は輸出の場合、パスポートのコピー、航空会社発行の搭乗証明書（予約証明書）、貨物内容明細書（パッキングリスト）等である。輸入の場合は家族全員のパスポート、別送品申告書、貨物内容明細書となっている。
- (2)シンガポール：引越貨物として輸入できるのは入国後6ヶ月以内で、必要書類としてEMPLOYMENT PASSおよびパスポート、免税申請書、貨物内容明細書等であり、輸出には期限の制約はない。
- (3)その他の国々、引越貨物として輸入できる期限の制約は各国とも通常6ヶ月としているが、韓国は3ヶ月、台湾は2ヶ月、英国は1ヶ年それぞれ以内となっており、特殊な例として、米国は期限がない。また必要書類として一部の国、ブラジルをはじめとする中南米諸国、スペイン、ポルトガルへの輸入には貨物ビザが必要である。

一方、輸出入禁止もしくは制限のある品目は次の通りである。

(1)各国共通の輸入禁止品目、麻薬類、ワラ製品、性風俗写真、ビデオテープ書籍（要するにポルノ）。変ったところでは、文化財と認められる古美術品等があげられる。

(2)国によって異なる輸入禁止品目

共通の禁止品目以外、各国では独自の禁止品目がある。代表的なものはオーストラリアの肉製品、乳製品、動物検疫が厳しく、犬は約120日間検疫期間がかかる。従い乾燥肉入りカップラーメンは輸入できない。インドネシアではテレビ、カセット・レコーダーが禁止されており、シンガポールで、盛況のカラオケヒットも、韓国では持ち込むことができない。シンガポールは共産主義関係文書、書籍が禁止されている。また厳しい規制があるのはシンガポールのビデオ・カセットテープで、検閲に3〜4週間かかり、おまけに高額な検査費用を支払わされる。また、引越貨物をいう性質から、過去に使用していたものと規定されていることがほとんどで、使用期間が1年以上（国によっては6ヶ月）でない電気製品、家具類は課税対象となっているが、これは各国の税関吏の判断による場合が多く、運を天にまかせる外はない。

C. シンガポールの業界

現在当地での取扱い業者数は、日系企業を対象とする業者が約20社、外資系を対象とする業者を合わせると、約50社程度とみられ、世界でも有数の過当競争が繰りひろげられている。特にここ数年、大手、中小業者の参入が相次いでおり、今後も激しい競争が続くものと思われる。これは業者がお互いに切磋琢磨し、サービスの向上に務めるならば、利用者にとってもメリットがある一方、不当な値引きや、その他の邪道な方法で競争を繰りひろげるならば、共倒れになりかねない大きな危険がこの業界をとりまいている。各業者はこの点充分な注意を払いつつ、この業界の健全性を維持してゆくことが必要不可欠であろう。

D. 海外引越業務の将来

将来この業界がどのようなになってゆくのかは、我々業者にとって非常に興味のあるところであり、また予測しておくことによって、人員配置、海外拠

点の拡充、人材教育等のスケジュールがたてられるメリットがある。しかしながら引越をするのは顧客であり、そのご家族であるから、社命による赴任が増えるのか減るのかが一つのバロメーターとなる。従い現状の観察では(1)円高および貿易摩擦により日本での生産を海外に移管している。(2)国際金融の自由化に伴う金融関連企業の海外拠点拡充また外資系の日本進出、(3)私立大学、高校の海外分校新設(4)留学生の増加等があり、将来とも引越貨物は増加してゆくと考えられる。

業者としては顧客のニーズにあったサービスの提供が使命であるから、今までのような船便、航空便だけでなく、船では日数がかかる欧州や北米東海岸、南米、アフリカ等へのSEA & AIR サービスや、スモールパッケージ・サービス（国際宅配便）への対応等次々新商品を用意しておかなくてはなるまい。先手先手と商品開発をする使命も業者は持ち合せていなければならない。

おわりに

以上不十分ながら業界の現状、将来、業務の特色など述べてきたが、要するに引越業務も完全な情報化時代に入ったということである。業者の担当者それぞれが最低限必要な情報をもっていなければ、このサービスとしての業務は成り立たない。一方顧客といえは十人十色で、業者が同じサービスを行なっても、それぞれ評価が異なる。よくやってくれたという場合もあれば、その反対の場合もあり、これが業者の悩みの一つである。

業者を選ぶ基準としてお客様にお勧めしたいのは、自社のグローバルなネットワークを有し、船便、航空便、国内引越、SEA & AIR、スモールパッケージサービス、残置貨物保管、保険など全ての自社一貫サービスを有し、かつ海外赴任国（都市）の最新の通関情報や生活情報を持ち合せている業者を選ぶことである。

多少宣伝色めくが、当日本通運はそれらを持ち合せている一業者であることをお知らせしておきいただければ幸いです。

引越貨物は何より個人の生活に密着した、ご本人にとっては金銭で測り知れない、思い出多い情緒貨物と位置付けし、常にお客様の気持ちになって“心で運ぶ”をモットーにしてこれからも一層の品質向上に精いっぱい取り組んでまいります。

経営研究委員会報告

3月3日、フー蔵相は1989年度シンガポール国家予算案を発表しました。
経営研究委員会において、公認会計士の高山氏により、今回の予算演説のうち、税制に関する部分を中心に判り易く解説していただきましたので、ここにご紹介させていただきます。

今年度の税制改正 ～その2～

日本国公認会計士
高山 宜門
シンガポール公認会計士
Ajit C. Prabhu

II 個人所得税関係

個人所得税については、今回の演説により総所得金額 (Assessable income) より差引かれる「各種控除項目」について大幅な改正が行われています。

1. 配偶者控除 (Relief for wife)

現行法第39条(2)(a)項は、賦課年度の前年において、シンガポールに居住する個人に対し、配偶者が同居若しくは別居し別途扶養しているか否かに係わらず、その総所得金額より1,000ドルの配偶者控除を認めています。

なお、妻が夫とは別個に申告する場合で、妻の課税所得が1,000ドルを超える場合には、この配偶者控除は認められません。しかし、その妻の課税所得が1,000ドルを超えない場合、その課税所得と1,000ドルとの差額は、夫の側で配偶者控除として総所得金額より差し引くが出来ます。

今回の予算演説により、現行法第39条(2)項の控除限度額の引き上げが行われ、妻の課税所得と1,500ドルとの差額について、課税年度1990年より配偶者控除として総所得金額より差し引くことができます。妻に所得がない場合、又は合算申告する場合には、総額の1,500ドルが配偶者控除の額となります。

2. 扶養控除（子供）

① 扶養子弟に係る扶養控除 (Child Relief)

現行法第39条(2)(a) i 乃至 iii 項により、賦課年度及びその前年に引き続きシンガポールに居住する個人で、以下の条件をみたす未婚の子弟を養育している者については、その子弟の課税所得が750ドルを超えないことを条件に第1子、第2子、第3子共それぞれ750ドルずつの扶養控除を認めています。

扶養控除の対象となる子弟の条件は以下のとおりです。

- (1) 賦課年度の前年において、常に16歳以下である子弟（つまり、前年度中に16歳となった子弟は対象から除外されます。）又は、
- (2) 常時、大学、短大 (College)、小・中学校 (School) 若しくは他の教育機関でフル・タイムの授業を受けている生徒若しくは学生である子弟又は、
- (3) 商業若しくは専門職の資格取得を目指して一定の契約条件の下で職業訓練をしている子弟

今回の演説により、賦課年度1990年より同法に基づく扶養控除（子供）は、各750ドルより各1,500ドルに引き上げられることとなります。

② 高学歴婦女子に係る扶養控除の特例 (Enhanced Child Relief)

シンガポール所得税法付表第5、第7条に拠り、夫との分離申告を選択した既婚女性でGCE“O”レベル（これと同等若しくは、より高度の資格を含みます）を一度に3科目以上パスした女性は以下のような優遇控除の適用を受けることができます。

<u>子弟の数</u>	<u>総所得所得金額よりの控除額</u>
第1子	総所得所得の5%（10,000ドルを限度として）
第2子	総所得所得の10%（10,000ドルを限度として）
第3子	総所得所得の15%（10,000ドルを限度として）
第4子	750ドル＋総所得（10,000ドルを限度として）

今回の演説により、対象となる子弟が12歳以下であることを条件として、上述の控除額として稼得所得に乘せられる乗率(%)が、15%、20%及び25%にそれぞれ引き上げられました。また、控除限度額も同時に引き上げられ、限度額は従来の10,000ドルより15,000ドルとされています。更に第4子については1988年1月1日以降に誕生した子弟に関しては、現行の定額750ドルが1,500ドルと増額されました。

3. 障害者控除 (Relief for Handicapped Dependents)

所得税法第39条(2)(d) (iv) 項は、賦課年度の前年及び賦課年度を通じてシンガポール居住者で、肉体的又は精神的欠陥を持つ障害者である未婚の子弟を養育している者は、当該賦課年度における子弟の所得が750ドルを超えないことを条件として、当該障害者一人につき750ドルを障害者控除として総所得金額より控除することを認めています。

また、同法39条(2)(9)項は、賦課年度の前年及び賦課年度を通じてシンガポール居住者である個人で、同一家屋内に肉体的又は精神的欠陥を持つ障害者たる、自ら又は配偶者の兄弟姉妹を養育している者は、当該賦課年度における障害者の所得が750ドルを超えないことを条件として、当該障害者一人につき750ドルを障害者控除として総所得金額より控除することを認めています。

今回の演説により、この障害者控除額が引き上げられ、障害者たる子弟若しくは自己又は配偶者の兄弟姉妹一人当りの控除額は2,500ドルとされました。なお、控除の前提となる障害者の所得制限も同様に1,500ドルまでに引き上げられています。

4. 高齢者控除 (Relief for aged parents)

現行所得税法第39条(2)(f)項に拠れば、賦課年度においてシンガポール居住者であり、賦課年度の前年を通じて55歳以上の老人若しくは肉体的又は精神的欠陥を持つ障害者たる父母・祖父母を養育している者は、当該父母等の賦課年度における所得が1,500ドルを超えないことを条件に当該父母等の一人当りにつき1,000ドルを総所得金額より高齢者控除等として差し引くことが出来ます。

今回の予算演説により、この控除額が一人当たり 2,500ドルに引き上げられ、これは賦課年度 1990 年より適用されます。

5. その他の控除 (C.P.F. その他拠出金)

中央厚生年金法 (The Central Provident Fund Act) に拠れば、全ての事業主は、55 歳以下の従業員 (C.P.F. 免除者を除く) に関し以下の金額を拠出する義務を負っています。

すなわち、事業主は毎月 2,160 ドル (1988 年 7 月 1 日よりこの金額は、2,280 ドルに引き上げられる予定) を上限として、従業員の通常賃金 (Ordinary wage) の 36% (1989 年 7 月 1 日より 38% に引き上げられる予定) を C.P.F. 拠出金として納付する義務を負っています。

ただし、この 36% の拠出額のうち、事業主は、従業員より 24% 相当額 (1989 年 7 月 1 日より 23% に引き下げられる予定) を源泉徴収の形で回収する権利が与えられており、従って事業主の C.P.F. 負担額は従業員賃金の 12% (1989 年 7 月 1 日よりこの負担額は 15% に引き上げられることとなります。) ということになります。

この取り扱いは、従業員の追加賃金 (Additional wage) に関しても全く同様に適用されます。但し、追加賃金に関しては、拠出 C.P.F. 上限額の定めはありません。

なお、ここで、「通常賃金」とは、当該月の雇用契約に関して支払われる全ての賃金をいい、当該月の C.P.F. 納付期日以前に支払義務の確定したものをいい、「追加賃金」とは、基本的にその他の全ての加給 (All other wage) の意味です。

シンガポール所得税法第 39 条(2)(c)項に拠り、賦課年度においてシンガポール居住者である個人は C.P.F. 拠出金負担額 (賃金等の 24% 相当額) 及び他の承認された年金 (Approved Pension) 若しくは厚生基金 (Provident Fund) への拠出額を C.P.F. 掛金控除等として、総所得金額より控除することが出来ます。なお、事業主の負担している C.P.F. 拠出金、すなわち現行では賃金等の 12% 相当額については非課税所得とされており、個人所得税の対象とはなりません。

従って、納税者は従来、CPF 控除限度のある通常賃金（通常賃金に係る C.P.F. は 2,160 ドルが上限とされており、控除可能額は、このうち従業員の負担分である 24% 相当額、月額では 6,000 ドル $\times$ 24% = 1,440 ドルということになります。）を月 6,000 ドル以下におさえ、残りを控除限度額のないボーナス等の追加賃金の形で受領することにより、賃金に係る C.P.F. 控除額を最大にする、換言すれば、課税所得を圧縮することが出来ました。

例えば、年間 172,000 ドルの給料所得のある納税者がおり、この 172,000 ドルの報酬のうち一方はボーナスの形で 100,000 ドルをもらい一方は通常賃金として 100,000 ドルをもらっているとしますと、同一給与所得であるにも拘らずボーナス等追加賃金の形で 100,000 ドルの支払いを受けていた人の方が課税所得が少なくなります。

	タイプ A	タイプ B
通常賃金 \$6,000 $\times$ 12 =	72,000	100,000
追加賃金ボーナス	<u>100,000</u>	<u>72,000</u>
合計給与所得	172,000	172,000
C.P.F. 控除		
通常賃金 72,000 $\times$ 24% =	17,280	100,000 $\times$ 24% 17,280
		> 17,280 ∴
ボーナス 100,000 $\times$ 24% =	<u>24,000</u>	<u>17,280</u>
C.P.F. 控除計	<u>41,280</u>	<u>34,560</u>
差引：課税所得	<u>130,720</u>	<u>137,440</u>

この C.P.F. 拠出金をタックス・シェルター (Tax shelter) として利用することを防止するため、大蔵大臣は追加賃金に係る C.P.F. 拠出金控除限度額を通常賃金に対する C.P.F. 拠出金の 40% 未満に限定することにより、追加賃金に係る C.P.F. 拠出金の控除を制限することを提言しています。

更に、事業主の C.P.F. 拠出金若しくは他の年金・基金への拠出額が、中央厚生年金法に定める要請額 (Statutory requirements) を超えている場合、若しくは追加

賃金が従業員の年間通常賃金の40%を超える場合には、その超過分に対応する事業主負担のC.P.F. 拠出金については課税対象所得として所得税が課せられることになりました。

Ⅲ 固定資産税 (Property Tax)

1 固定資産税軽減 (Rebate) 措置の期間延長

1989年に制定された固定資産税（軽減）法第3節により、以下のような物件に対する固定資産税は、本来の税率の50%に軽減されて課税されています。

- ① 非居住用ビル
- ② マスタープラン (The Master Plan) 対象区域若しくは都市計画法 (The Planning Act) に基づく用途指定区域内にある更地又は開発用地
- ③ マスタープランにおける居住用地又は保存対象田園地域 (Rural Centre and Settlement) 内にある更地若しくは開発用地（ハウジング・デベロッパーによって所有されているものを含む。）

（なお、同法第3節の規定（50%軽減）は、特定の法的機関及び賃貸借規制法 (The Control of Rent Act) 本文に規定されている特定の固定資産には適用されません。）

今回の演説により、1989年6月30日に期限切れとなる軽減措置が1990年6月30日まで期限延長されました。

2 固定資産税率の引き下げ

1982年に制定された固定資産税法（税率）第2節によれば、固定資産税は評価リスト (The Valuation List) に記載されている全ての固定資産につき、当該固定資産の年度評価額 (Annual Value) を課税標準として23%の税率で課されることとされています。

この税率は全ての固定資産に対し、1990年7月1日より従来の23%より、年度評価額の16%に引き下げられることになりました。

3 所有者の居住用不動産に対する軽減税率の適用

所有者の居住用不動産に対しては、現在、1977年制定の固定資産税法（所有者が占有する家産に対する税率）に基づいて、一般的には年度評価額の23%の税率により固定資産税が課せられるものとされています。

しかしながら一方、固定資産税法第6条(5)項の「但書」により、不動産を所有者自らが占有する場合の軽減税率の特例が設けられています。すなわち同但書によれば、所定の条件を充足するものと認めた場合、管轄大臣は当該不動産若しくはその一部を対象とした固定資産税の納付義務を免除することが出来ることになっています。

しかしながら、免除の前提となる条件については、同「但書」からは明瞭に読み取ることが出来ませんでした。

今回の予算演説により、1990年7月1日より、HDBのフラットを除く全ての所有者の居住用不動産(NON-HDB Owner-Occupied Residential Property). については、年度評価額に対し4%の税率により固定資産税が課せられることになりました。

この取り扱いにより、従来の固定資産税法第6条5項「但書」に基づく現行の所有者の占有する不動産に係る軽減税率の制度は廃止されることとなります。

IV 印紙税(Stamp Duty)

1. 固定資産取引にかかる印紙税

印紙税法(The Stamp Duty Act)付表第16項により(株式若しくは市場性ある有価証券を除く)全ての不動産の譲渡(Conveyance Assignment)売却に対しては以下の税率により印紙税が課されています。

対価の額 (Amount or Value of Consideration)	税 率
最初の 30,000 ドル	2 %
次 の 20,000 ドル	2.5 %
50,000 ドル	3 %

今回の演説により、1989年4月1日より、従来の対価の額及び税率は以下のように引き上げ若しくは引き下げられることになりました。

対価の額	税 率
最初の 90,000 ドル	1 %
次 の 60,000 ドル	2.5 %
150,000 ドル超	3 %

V 他の税目及び公課

今回の予算演説の中で、その他特に留意すべき税目若しくは公課に係る改定点は以下のとおりです。

1. 煙草関係輸入税 (Import Duty)、消費税 (Excise Duty) の引き上げ

1989年3月3日より、シガレットに係る輸入税が従来のKg当たり75ドルより85ドルに引き上げられました。

更に、同日付でタバコの輸入税及びシガレットの消費税が、Kg当たり42ドル及び40ドルへとそれぞれ引き上げられました。

2. 一般消費税 (Consumption Tax) の導入

1989年4月1日より、PUBによる水道・ガス及び電気料につき、その消費額が月40ドルを超える国内消費者を対象として5%の消費税が導入されました。

また、同日付をもって、国内電話及び西マレーシアへの国際電話の通話料に対しても5%の消費税が課せられるようになっています。

『CARDよもやま話』

凸板印刷株式会社

福居克彦

私達、日本の平均的ビジネスマンも皆様方と同様、クレジットカードを2～3枚、あるいは、それ以上携帯することがごく当り前になって来ました。又、最近ではプリペイドカードという代金前払い式のカードが猛烈な勢いで発行され、一人で5枚も6枚もN T Tの発行するテレホンカードやオレンジカードというJ Rが発行している切符を購入するためのカードを財布やカード入れに入れて持ち歩くようになりましたが、今後は更に多くのカードを持たなければならなくなりそうです。

今までは電話や鉄道、ゴルフ練習場、洗車、クリーニング、といったサービス分野を中心にプリペイドカードが発行されて来たのですが、現在は自動販売機での各種飲料水、たばこ、そしてハンバーガー、アイスクリームに始まって、ありとあらゆる物品購入のプリペイドカードが次々と発行されはじめました。

消費者にとって小銭を持ち歩かなくてもよく、いくらかのプレミアム（割引き）が期待出来ること、カード発行者にとって販売してから使われるまでのタイムラグによる前受金の運用益、使用されない場合の退蔵益、そして釣銭の準備や現金の管理に伴う事務処理の軽減といった事務合理化の効果などが期待出来るので、多くの企業がプリペイドカードの発行を計画しています。

お金を払って購入したカードが「どこでも」「誰でも」「何にでも」使えるとなると正に紙幣と同じになってしまいますが、大蔵省はこの3つのうちのいずれかが欠ければ紙幣ではない、との見解を示しプリペイドカードの健全な普及のために関連法規の改正を近く行う予定になっています。

こうした動きを受けて、商社や銀行、クレジットカード会社等がグループ毎にプリペイドカードの専門会社を設立し、すでに9社にものぼります。

日本もいよいよカード社会に向かって進み始めたという思いが致しますが、ちなみに、日本の主なカードの流通量は、クレジットカードが1億2千万枚、

銀行の機械（CD・ATM）で預金を引出すためのキャッシュカードが1億4千万枚、その他のIDカード、例えば企業の身分証明証、病院の診察カード、各種クラブの会員証、等々さまざまなカードが約1億5千万枚、そしてテレホンカードが約6億枚、オレンジカードが約5千万枚となっています。

カード社会といわれるアメリカでは、クレジットカードだけでも約8億枚で、各種会員カードを合すると10数億枚ぐらいになるといわれていますので、日本のカード流通量はまだまだ増え続けることと予想されています。

コンピュータと通信技術の急速な発達により、高度な情報交換が手軽に行われるようになり、あらゆる情報が瞬時に機器から機器へ移動する高度情報化社会では、エレクトロマネーとして、あるいは情報の送受信者を証明するIDカードやキー（鍵）としてカードの持つ役割は更に重みを増すことでしょう。

さて、今や私達にとって身近なものとなったクレジットカードについて、最近の動向と今後の展望を少し述べてみたいと思います。

クレジットカードの誕生については一つのエピソードが有名です。

1950年にアメリカの実業家であるマクナマラ氏がニューヨークのレストランで食事をした後、支払いの時に現金を持っていなかったために大きな屈辱を味わったことが、クレジットカードの誕生のきっかけとなったそうです。氏は友人である弁護士シュナイダー氏と相談し、初めての店でもツケで食事が出来るクラブを作ろうということになり、互いに出資してダイナースクラブを設立したのがクレジットカードの誕生でした。

その後、ダイナースクラブは世界各地にフランチャイジー方式で広がっていったのですが、当時の会員証は紙製の手帳式のもので、今、皆様が手にしているプラスチック製のカードを採用したのは日本のダイナースクラブが最初で、1961年末のことでした。

プラスチックカードは堅牢かつカラフルで、携帯性が良く、そしてステータスシンボル的なイメージがあることからまたたく間に全世界に広がって行きました。

ダイナースクラブに続き銀行や旅行会社を中心に、マスターカードやVISA、AMEX等のカード会社が次々に設立され、更にその後、多くの企業

が自社の顧客を獲得し、固定化するためのツールとしてカードを発行していたことで、今日の世界的なクレジットカードの普及に至ったのです。

クレジットカードは現金を持たずに買物が出来る利便性を持つ反面、つい、支払い能力を超えて使い過ぎてしまったり、カードを紛失したり、盗難に遭ったりする危険性もありますし、カードそのものを偽造したり、改ざんする犯罪も後を絶ちません。

こうした不安や問題を解決するためにカード会社は、カードを磁気カード化すると共に、加盟店にCAT（クレジットカード オーソライゼーション ターミナル）を設置し、買物時に端末機を通じホストコンピュータに蓄えてある会員の与信情報との確認やカードの正当性確認を瞬時に行ってしまう仕組みを積極的に拡大し、更にカードの偽造や改ざん防止のために高度な印刷技術やホログラムという三次元画像の金属箔を採用するなどカード犯罪と回収不能になるクレジットロスの防止の対策を講じて来ました。

1985年にアメリカでのカード犯罪による被害額が約2億ドルぐらいあったそうですが、1988年には約半減したそうで、対策による効果が出て来ていると言えるでしょう。

しかし、犯罪やクレジットロスがゼロに近付いているわけではありませんし、オーソライゼーションのための通信処理コストも増加の一途をたどり、カード会社にとってまだまだ大きな問題を抱えていることも事実です。

このクレジットカード会社の悩みを解消し、更にカード会社のマーケティング戦略の武器として活用出来る可能性が大きいメディアが今、熱い注目を集めています。

それは、プラスチックカードにマイクロプロセッサとメモリ機能を持つICを内蔵したカード、「ICカード」と言うものです。

ICカードとはどのようなものか磁気カードとの比較で見ましょう。第一の特徴は1枚のカードに記録出来る情報量が非常に多いということです。磁気カードは72～200字ぐらいですがICカードは2000～8000文字も記憶することが出来ます。

第二に、ICカードは非常にセキュリティ性が高いということです。

磁気カードは磁気テープの表面に情報が記録されており、磁気ヘッド付きの機器さえあれば磁気情報を読んだり、書いたりすることが可能で、偽造や改ざんの危険性があります。

一方、ＩＣカードはマイクロプロセッサという言わば頭脳であるＬＳＩがメモリに記録される情報を暗号化したり、秘密領域を設け、外部から見ることは出来ないようにコントロールすることが出来ますので、一切偽造や改ざんといった不正使用の恐れはありません。

第三の特徴として、ＩＣカードはカードそのものが一種のコンピュータですので、今までホストコンピュータで処理していた仕事の一部をカード自体が行うことが出来るということです。例えばクレジットカードでの与信残高確認やカードの正当性確認、そしてサイン照合の代わりに暗証番号による本人確認もカードと加盟店端末機との間で処理してしまえるのです。

このような優れた機能を持ったＩＣカードが、次世代のカードとして熱い期待のもとで全世界で多くの実験が行われ、フランスなどは国策としてＩＣカードによるカード社会への移行を目指して、官民一体となって取り組んでいます。現在、ＩＳＯ（国際標準化機構）ではＩＣカードの規格の標準化作業を進めており、あと２～３年で決定する段階になりましたし、各国の銀行をはじめクレジットカード会社も実用化に向かって本格的に検討を開始していますので、ＩＣカードの普及もそう遠いことではないでしょう。

将来のクレジットカードは単に後払いの機能だけでなく、他の会員カードの機能や保険・医療・健康情報が入ったり、あるいはプリペイドカードとかデビットカードの機能が入ることになるかもしれません。

勿論、その時はクレジットカードとは呼ばないでしょうが……。

ＩＣカードというメディアの出現により、これからのカードのイメージが大きく変わるであろうし、また社会システムも変化して行くものと思います。私達は今、カード社会というイメージをじっくり見直してみる必要があるようにおもいます。

“緊急援助会社”について ～こんな時、どうする～

GESA 君島喜久江

海外在任の皆様にとっては、ご自身のことは勿論、ご家族、会社を含めての身の安全という事は、日本国内におられた時とは、比較できない程、重要視されておられることでしょう。万一の事態が発生した場合、事後にその経済的損失を補填する「保険」と共に、事態に直面し、皆様と共に、或いは皆様に代わって、事態の解決を図るべく“アシスタンス”という業界があるのをご存知でしょうか。“アシスタンス”（緊急援助）とは、海外での事故、疾病、トラブルに際し、事態に応じた種々の緊急援助サービスを提供するものです。起源はその地理的特殊性ゆえに、“海外におけるトラブル”が頻発したヨーロッパに由来します。言語障壁、風俗、習慣の違い等により困難に遭遇した旅行者に、緊急に支援、援助を提供する“アシスタンス”専門の事業がヨーロッパでは古くから発達して来ました。今日では、国際ネットワークを持つ大規模なアシスタンス社は仏系が2社。その他、小地域専門のものが、約10社。当地にも3社が開設され、月平均約50件のケースを扱っております。そしてその需要は、海外人口の増加や、クレジットカードの普及に伴い、高まる一方です。では実際の業務内容を事例を挙げて紹介してみましよう。

当地での最多発ケースは、旅行者からの「発熱と下痢が続いているのですが、どうしたら良いのでしょうか。」と心細そうな電話。こういう時はどうしても日本語になってしまうので実情の様です。姓名、現連絡先、登録番号等を記入している一方、左手は専属医の電話を廻し応診を依頼、30分後には注射や投薬の処置を受けた元重症患者は心理的にも安定し、翌日には全快というもの。

更には近隣、オセアニア諸国でのケースも24時間、日本語にてコレクトコールを受け付けます。

最近増えているのは低開発地域での事故、疾病においては、本人、家族、会社側の希望で当地への転送を依頼される事も繁々なのですが、最終判断は

実例 依頼者	事故地	状況	アシスタンス 内容	連絡受付緊急センター
1 旅行者 (男性)	シンガポール	過労による心身衰弱	適切な病院に案内し、 医師の治療を手配	シンガポール
2 海外出張員 (男性)	カラチ	心臓発作により死亡	治療及び遺体日本送還手配 家族への連絡、渡航、宿泊等手配	〃
3 海外支店 勤務者 (男性)	ジャカルタ	脳出血	治療及びシンガポールへの 医師同伴転送	〃
4 ツアー参加者 (女性)	モルディブ	骨折	航空救急機にてシンガポールへ転送 処置後、日本転送	〃
5 ツアー参加者 (男性)	メダン	咽頭炎	発熱が激しく、到着空港への医師 派遣、旅行行程中、二回に渡り医 療手配	〃
6 海外プラント 出向者 (男性)	大連	交通事故	現地にて入院、治療後日本転送	シンガポール
7 海外支店 勤務者 (男性)	パリ	睡眠薬強盗の被害に あい、高速道路を徒 歩で徘徊中、交通事 故により死亡	遺体の火葬及び各種手配、家族等 の宿泊手配、現在も守護下により 賠償問題援助中	パリ
8 オリンピック 仏代表選手	ソウル	競技中の骨折	医師同伴で担架により本国送還	シンガポール
9 旅行者 (女性)	ニューヨーク	盗 難	盗難に関する警察への連絡及び 届出諸手続きの手配	シカゴ
10 旅行者 (女性)	ストックホルム	子宮外妊娠	病院で手術を終えた本人より 医療費立替の要請あり、手配	パリ

医師に委ねます。必要とみなされなければ原則的に転院は出来せん。緊急転院の例としては先月、マレーシア・イポー市での交通事故があげられます。骨折の為緊急入院、その後担当医（現地）と、専属医（当社）とのメディカルコンタクトの結果、専属医が担当医の治療法に不満、航空救急機を使い、医師同判の上、当地に転送後手術、5日間の入院の後、担架にて普通便を使い帰国。この件等もイポー市の貧弱な医療施設をみると、迅速、かつ的確な決断が効を奏したと云えましょう。

1. 傷害や疾病の場合のアシスタンス

(1) 医療施設への移送

- 傷害を被ったり、病気にかかったりした場合、要請に応じ、最寄りの医療施設又は、より設備の整った医療施設への移送を行います。
- 患者移送の適否判断等は、専属医等で構成する“医療班”が責任をもって行い、必要に応じ、救急車、鉄道、航空機、ヘリコプター、医療設備つき航空機等を駆使して移送を行います。
- 患者の容体に応じ、医師、看護婦等が同乗看護します。

(2) 本国への送還

- 患者の希望や諸種の事情から本国への送還が必要と判断された場合、最適の方法で本国移送及び諸手続の全てを代行します。
- 患者の容体に応じ、複数座席確保による仮設寝台移送、医療設備は航空機による移送等を行います。
- 患者の容体に応じ、医師、看護婦が同乗看護します。

(3) 現地への医師の緊急派遣

現地に適当な医療施設がなかったり、患者を容易に移送できない様な状況の場合には、現地での応急治療並びに以後の医療措置の決定等の為、医療班を緊急派遣します。

(4) 医薬品類の緊急手配

現地での治療を要する場合で、医療水準の違い等から必要な医療品、医療物資、医療器具等を現地調達できない場合、これらの緊急手配をします。

(5) 医師、医療施設の紹介、案内

要請に応じ、適切な医師、医療施設の紹介や案内或いは日本語の話せる医師や、医療施設の紹介や案内をします。

最悪の事態死亡例についても述べておきましょう。先月にも一件、折悪しく日本も黄金週間、こちらも連体のまっただ中でしたので深夜に連絡を受けた時は、約20時間後に遺体と家族を本国送還出来るという見通しを伝える事はためられました。実際には数々の困難にも拘らず、希望の便で帰還して頂け、後日、丁重な感謝の意を表され、我々にとってはどんな苦労も忘れさせてくれる激励となった訳です。つまり事故発生と同時にお客様はサービス依頼の電話をします。非常事態に直面しているお客様に代わり、常に冷静に、着実に事態を判断すべく熟練されたスタッフが、全世界に張りめぐらされた提携エージェント網、豊富な経験と信用を活かし、責任をもってアシスタンスを遂行します。

2 傷害や疾病により死亡された場合のアシスタンス

(1)現地での遺体の処理

海外で死亡された場合、遺体の処理や取扱いならびに必要な各種諸手続は、国によって異なります。万一死亡された場合は、遺族の方と連携し、これらの処理手続きを全て代行。

(2)遺体の本国への送還

遺族の方と連携し、必要な諸手続の他、日本における霊きゅう車の手配に至るまで、本国の御自宅への遺体送還を責任をもって行います。

3 法律問題のアシスタンス

対人、対物事故等により、加害者として法律上の損害賠償責任を負われた場合や、その他法律上の問題に基き込まれた場合に、適切な弁護士を選任の上、被害者や加害者との折衝、公的機関との折衝、その他種々な手続の代行。

4 医療費立替払(キャッシュレスサービス)

- 医師や医療施設の治療を受けられた場合で、医療費の支払いが困難となった場合には、要請に応じ、肩替わりもしております。
- 具体的には、当該医師や医療施設と連絡の上、医療費の立替払い又は支払保証の方法により肩替わりします。
- 世界中の、いかなる国のいかなる医師、医療施設の治療を受けられても、医療費立替払いが可能です。

5. その他のアシスタンス

(1) 救援者の渡航、宿泊手配

- 傷害や疾病により、現地で入院されたり、死亡された場合、或いは遭難や行方不明の場合には、御本人又は家族の要請に基づき、現地に赴く御家族の為の往復の渡航切符及び宿泊の手配をします。
- 事情に応じ、空港への出迎え、宿泊施設や現場等への送迎、案内も行います。

(2) 通訳の紹介、手配

要請に応じ、適切な通訳の紹介、手配を行います。

(3) 保釈金保証書の手配

海外において、投獄された場合もしくはその恐れがある場合、保釈金保証書を手配します。

(4) 捜索、救助

遭難されたり、行方不明になられたりした場合、御家族の要請に基づき、捜索、救助の手配、もしくは捜索・救助機関の紹介・連絡を行います。
次に組織の成り立ちを紹介しましょう。

最後にこのアシスタンス・サービスの利用対象者について説明します。

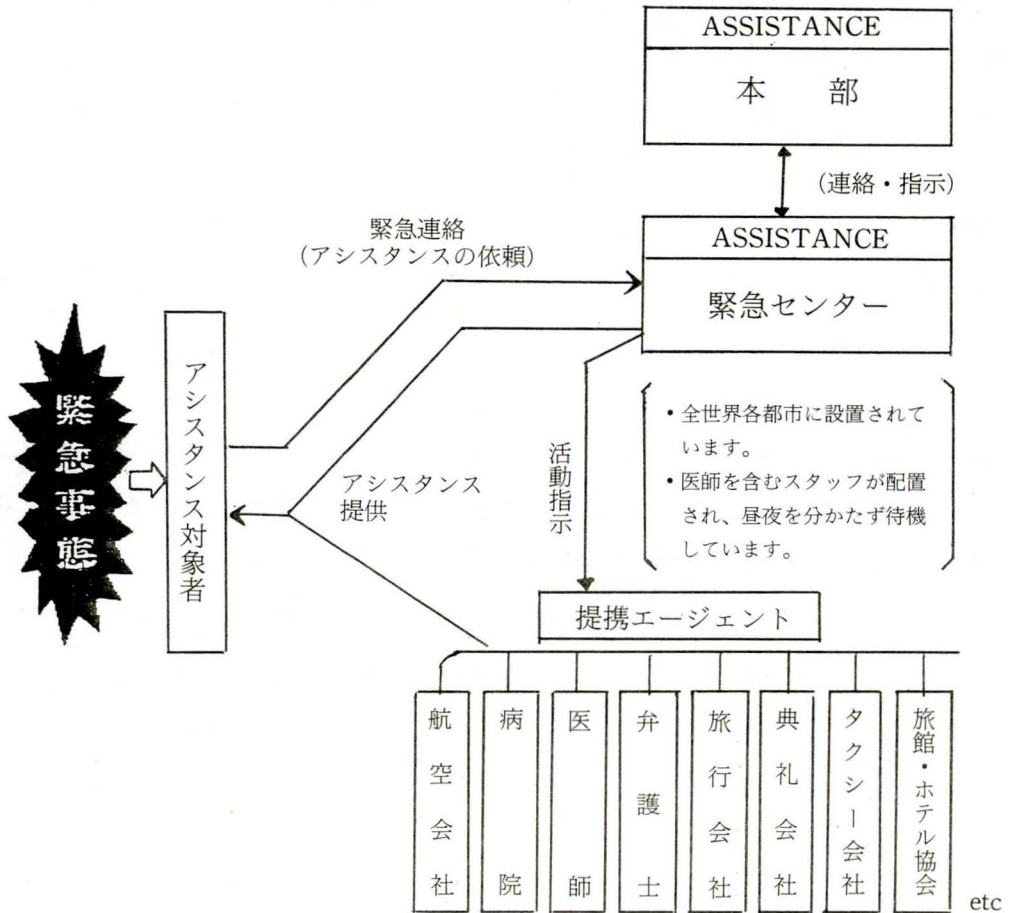
先に述べました様に、欧州で発行される旅行傷害保険では、ほとんど自動的にこのサービスが付帯されていますが、日本に関しては私とのサービスはある損害保険会社が日本で発行した所定の金額以上の海外旅行傷害保険の契約者、或いはその保険会社と提携した大手クレジットカード会社のカード保有の旅行者、出張者を含む海外在住者とその家族を対象としています。

契約が済み、アシスタンスカードを入手なさった方はコレクトコール1本で、日本語による受付体制を完備し、日本人特有の心情を心得たアシスタンスを年中無休で受ける事が出来るという訳です。

無事に越した事はありません。然し、いつ何時起るかも知れない有事に際しても、心構えて怠らない、そういう皆様の為に少しでもお役に立てればと考えております。

アシスタンス遂行のしくみ

本部、緊急センター、提携エージェントの三段階組織の連携により、いかなる地におけるいかなる事態にも適切なアシスタンスを提供することを目的としています。



シンガポール商工会議所連合会ならびに中華総商會副會長 TAN ENG JOO 氏より下記のとおりJCCI 総会における挨拶文を訂正するよう特に依頼がありましたので、ここに改めて掲載させていただきます。

SPEECH BY MR TAN ENG JOO, VICE PRESIDENT, SCCC & SFCCI, AT THE ANNUAL GENERAL MEETING OF THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, AT HOTEL NEW OTANI ON 23 JUNE 1989 (CORRECT VERSION)

I am delighted and honoured to have been invited, on behalf of Mr Linn In Hua President of the SCCC & SFCCI, to address such an august body of leading Japanese entrepreneurs on the occasion of your Chamber's AGM.

Let me first extend to you warmest greetings from the SCCC & SFCCI, with best wishes for your continued success in the years ahead in fostering a closer understanding and forging a stronger economic link between Japan and Singapore.

In Tokyo last week (during his week long visit to Japan), our First Deputy Prime Minister Goh Chok Tong urged Japan to help ASEAN exploit its potential to become the world's first regional grouping of newly-industrialised economies. Such a regional group of NIEs would be an enormous potential market not only for Japanese consumer products but also for the goods of the US and other major developed economies running heavy trade deficits. This would put a check on the rising tendency towards global protectionism, caused largely by Japan's enormous trade surplus.

But for ASEAN to become such a significant market for the world's products, foreign investments must continue to flow into ASEAN and there must also be free and easy access to the markets in the West and Japan. Japan should thus buy more from ASEAN and invest more in the thriving ASEAN economies. Indeed, as our First Deputy Prime Minister suggested, Japan could do for ASEAN what the US did for Western Europe with the Marshall Plan.

In the past, Japan concentrated their overseas investments mainly in major developed countries of the West, in order to gain access into their markets.

Then, when the Japanese Yen appreciated sharply in the wake of the Plaza Accord of 1985 (by which the Group of Five had sought to correct the chronic trade imbalances), Japan was forced to undergo a structural reform of its economy.

A massive new overseas investment strategy was launched. Japan's direct overseas investments escalated from US\$12.2 billion in 1985 to US\$22.4 billion in 1986 and US\$33.4 billion in 1987.

With the strong Yen and as a key part of the new strategies, Japan shifted part of their overseas investments to ASEAN and other developing countries (notably the New Industrialised Economies in Asia Pacific) to take advantage in cheaper labour and other costs. At the same time, the strong Yen and the pressure of increasing protectionistic tendencies (especially in the major industrialised markets), also forced Japan to change from a relentlessly aggressive export-led economy to a more domestic-demand led economy.

Indeed, Japan has been a major foreign investor to Singapore. According to data compiled from the 1986/1987 financial statements of 500 leading companies operating in Singapore, Japanese companies, with aggregate assets totalling S\$5.4 billion were second only to American companies whose aggregate assets totalled S\$8.0 billion. However, Japan is now Singapore's largest foreign investor in the manufacturing sector. Over the last 3 years, Japan has overtaken the US in Net Investment Commitments - with S\$493 million in 1986, S\$601 in 1987 and S\$693 million last year (1988); against S\$443 in 1986, S\$544 in 1987 and S\$594 million last year committed by the US.

The value added per worker in Japanese owned companies in Singapore, however, falls far behind that in the American and West European owned subsidiaries. For instance, in 1986, value added per worker in Japanese owned manufacturing companies in Singapore was only S\$40,254 compared with S\$77,182 (almost 100% higher) in American companies and S\$94,680 (almost 2 ½ times) in Swiss companies.

Moreover, unlike American companies in Singapore who export most of what they produce back to the US, Japanese companies in Singapore ship most of their output to Third markets such as the US and Western Europe. Indeed, Singapore's domestic exports of manufactured goods, excluding oil, to Japan last year (1988) totalled S\$2.4 billion against S\$15.3 billion to the US. In other words, the ability of demand forces in the US to push the Singapore economy forward is more than 6 times larger than that exerted by Japanese domestic demand.

Thus, despite their large presence in Singapore, Japanese investments are not providing optimum impetus to Singapore's economic growth.

Usually, expansion of domestic demand goes hand in hand with market liberalisation. But in the case of Japan, although some attempts were made to open their market, by easing the GSP in some cases, these have so far proved to be more cosmetic than real. Through a whole series of non-tariff barriers and other blockages, including an intricate and complex distribution structure, Japan continues to effectively restrict the imports of foreign products. Indeed, despite the restructuring of Japan's economy (changing from a relentlessly aggressive export-led to a more domestic-demand led economy as I observed earlier), Singapore continues to suffer a steady, sharp escalation of deficits in our trade with Japan - from a deficit of S\$6.8 billion in 1986, to S\$8.6 billion in 1987, to S\$12.5 billion last year (1988).

Lastly, I would like to take this opportunity, if I may, to raise just one more point. Our Chamber has recently received some complaints about dumping of certain Japanese manufactured and food products in the Singapore market.

What is disconcerting is that the relevant Japanese authorities (with whom the complaints were lodged) have so far kept silent, giving the impression (which I hope is wrong) that the matter is simply being swept under the carpet. In the interest of goodwill and best long term business relations, our Chambers would urge all those concerned to seriously look into the matter, with a view to resolving the issue amicably and satisfactorily.

I would like to conclude with a reminder of our First Deputy Prime Minister, Mr Goh Chok Tong's call, during his official visit in Tokyo last week, to Japan to help create ASEAN into the first regional group of NIEs which would provide an important market for consumer products of Japan as well as US and other major developed economies running heavy trade deficits - thereby help to put a check on the increasing tendency towards global protectionism. To re-iterate, Japan could do for ASEAN what the US did for Western Europe with the Marshall Plan.

With the emergence of such a regional group of NIEs, ASEAN and Japan can be surer of a brighter and more prosperous future as we march, together, into the Pacific era of the 21st century.

Thank you.

会 員 紹 介

* ALTECO CHEMICAL PTE LTD
(株式会社アルテコ・ケミカル)

所 在 地 : 15 Benoi Road, Singapore 2262

電話番号 : 8616622, Tlx: RS 21906, Fax: 8614393

設 立 : 1988年 8月 (登記)、1990年 1月 (操業)

形 態 : 合弁

代 表 : 佐藤 鉄夫 (代表取締役)

Mr T Sato (Managing Director)

従業員数 : 45名、日本からの派遣社員 4名

事業内容 : シアノアクリレート瞬間接着剤の製造販売、輸出が 80% で、
輸出先は、中近東、タイ、インドネシア、アメリカである。
ユーザーは工業用としては、エレクトロニクス、自動車産業、
靴製造、玩具製造、その他家庭用。

(会社の特色)

親会社は瞬間接着剤の専業メーカーであり、その分野での供給実績は世界の 3 位である。シンガポールに製造拠点を設ける事により、1 位を目指す。3 年以内に R & D を設置し、開発センターを置く。将来は他の接着剤 (エポキシ、ホットメルト、UV 接着剤) も手掛ける。

理事会の動き

第241回 1989年8月8日(火) 午後12時30分

議事に先立ち、下記の各理事からご帰国・ご着任の挨拶があった。

川添副会頭(東芝)、杉崎理事(三井物産)、松枝理事(ナショナル・オキシジェン)、安田理事(日本郵船)からご帰国挨拶。

山田康夫理事(三井銀行)、横田理事(三井物産)、池上理事(ナショナル・オキシジェン)、山田章(精工精密(新)私人有限公司)からご着任挨拶。

なお、野口会頭より、河野理事(日本航空)も今回ご帰国になるが、所用があって理事会に出席し、各理事に挨拶は出来ないのでもよろしくとの伝言があった旨、報告があった。河野理事のご後任は加藤(日本航空)新支店長。

議事:

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 報告事項

(1) 顧問・監事及びオブザーバーの委嘱結果について

7月度理事会にて委嘱することになった下記の各氏に対し、野口会頭名にてご委嘱申し上げたところ、全員ご快諾を頂いた旨、事務局より報告した。なお、古新居顧問については在星ご経験等を活かして頂き、引き続き運営担当理事会メンバーとしてもご活躍頂くこととなった。

顧問: 古新居 康 氏 (ジュロン・エンジニアリング)

風間 一潤 氏 (フジテック・シンガポール・コーポレーション・リミティッド)

横塚 実亮 氏 (ペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポール)

安川 一夫 氏 (吉川ケミカル・シンガポール)

監事: 江藤 博久 氏 (野村 SINGAPORE LIMITED)

鹿沼 雅義 氏 (シンガポール・大丸)

オブザーバー：成宮 治 氏（日本大使館）

野島 裕 氏（ジェットロ）

(2) 20周年記念事業について

下記の事務原案について報告し、出席理事のご意見・ご要望を伺った。伊藤理事（日立エレクトロニクス・ディバイシズ）から、地域社会への感謝の気持ちをあわす事業についても検討してはどうかとの意見があった。さらに、安田顧問（吉川ケミカル）からも同様のご意見が発表され、来年シンガポール建国25周年に当たるので、何か地元と結びついた事業も考えてはどうかとの要望があった。引続き野口会頭より、近く20周年記念事業担当理事との会合を開きたい。各検討結果は随時、理事会にて報告する旨の発言があった。

JCCI 20周年記念事業計画

3月末日の会員懇親会を20周年記念祝賀会とする。それに向けて下記事業を事務局素案として計画。具体的な最終案は20周年記念事業担当理事（野口会頭以下、12名で構成）の間で検討し、結論を出す。

- (1)「会員の声」……………全会員企業を対象に随筆を依頼し、それを広報委員会にて編集。巻末にJCCI年譜を掲載。月報の1990年3月号が「会員の声」特集号執筆者は会員企業に働く人であれば誰でも良い

(2) 20周年記念チェバー

ゴルフ大会……………競技方法は昨年と同じ。

若干の反省材料を取り入れて、8月中旬に申込みを受付け9月上旬から試合開始。

(3) シンガポール「企業

経営ガイド」……………経営研究委員会メンバーに協力依頼し、内容等を討議・検討し、編集。

(4)「事例研究発表会」……………主に工業関係の部会中心に、各社の事例研究発表会を開催。なるべく11月のシンガポールのプロダクティビティ・マンズに機を合せる。

(5)その他講演会……………著名人の来星に合せて、会員を対象とする講演会を企画。但し、事前に多方面からの来星情報をご提供頂くことが前提。

(6)20周年記念品の選定……………全会員に配布

(7)「月報」20周年……………来年1年間使用月報の表紙を過去20年分の月報の表紙から取る。

(3)部会・委員会等開催報告

☆ 部 会

7月12日(水)	観光・流通・サービス部会
20日(木)	建設部会(担当理事、正副部会長)
27日(木)	第一工業部会(幹事会)
8月7日(月)	第二工業部会

☆ 委員会

7月20日(木)	経営研究委員会
8月4日(金)	広報委員会
6日(日)	広報委員会懇親ゴルフ
7日(月)	運営担当理事会懇親会
8日(火)	運営担当理事会

☆ 懇談会等

7月12日(水)	古川・中央労働火災防止協会・国際協力部専務他との懇談
14日(金)	第4回アセアン地域日本(人)商工会議所専務理事・事務局長会議(於：バンコク)
～16日(土)	
19日(水)	愛知県機械工具商業組合・タイ・シンガポール業界調査団ご一行との懇談

- 26日(水) 深田・応用地質株式・代表取締役・会長
との懇談
- 26日(水) 馬淵・日本小売業協会・専務理事他との
懇談
- 26日(水) 桑田・社団法人日本海事検定協会・会長
他、野口会頭表敬及び懇談
- 27日(木) 長谷川・アレキサンダー・プラウドフッ
ト・ジャパン株式会社・社長との懇談
- 27日(木) 広中・麒麟ビール株式会社・海外ビー
ル事業部・部長代理との懇談
- 8月 1日(火) 前田・財団法人松下政経塾・研究員との
懇談
- 1日(火) 日本長期信用銀行・産業調査部・エコノ
ミスト・岩見女史並びに長銀総合研究所
・コンサルティング事業部・佐藤研究員
との懇談
- 2日(水) 辻・財団法人国際情報化協力センター・
専務理事他、野口会頭表敬及び懇談

◎8月7日開催の第二工業部会にて今年度の正・副部会長が下記の通
り決定した。

部会長 : 西田 文雄 氏 (凸版印刷 (新) 有限公司)

副部会長 : 加藤 正見 氏 (カネカ・シンガポール株式会社)

同 : 野木 義之 氏 (キックマン・シンガポール)

◎7月26日に開かれた馬淵・日本小売業協会・専務理事他との懇談
の中で、今年9月18日～22日の間に第4回アジア小売者大会が
開催されること、主催はシンガポール小売業協会となっているが、
地元で開催されることでもあるのでよろしくとの挨拶があった。
なお、その概要は以下の通り。

メインテーマ : 1990年代におけるアジア小売業の新たな広がる
りと躍進

会 場：ラッフルズ・シティー、コンベンション・センター

会 議：4つの全体会議と6つの分科会

参 加 予 定 者：アジア・太平洋地域の小売業者並びに小売関係者
日本からも500名を超える参加者が見込まれている

(4)その他

名取副会頭（丸紅）から定年延長に関する調査を実施してはどうかとの提案があった。その背景として、今年度のNWC勧告（全国賃金評議会）の中にもみられたように、現在政府では民間企業の定年を55才から60才まで延長するよう指導しており、もし定年延長がスムーズに進行しないようであれば法制化の手段も考慮したいとの方針を打出している。審議の結果、かかる動きにあわせて会員企業における定年の実態を把握し、かつ問合せに対して参考となる基礎資料の整備を目的に調査を実施することとなった。

調査時期は8月中～下旬。全会員を対象とし匿名にて実施。現段階では外部への公表は考えない。

4. 入・退会

(1)入会（3社）

☆ KUREHA CHEMICALS (S) PTE LTD

☆ NISSEI ELECTRONICS LTD

☆ MR FUJIO HORIE
(SHANGRI-LA HOTEL)

(2)退会（0社）

(3)1989年8月8日現在の会員数：532社（前月比3社増）

5. 会計報告

1989年7月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

以上

8月の主な経済記事

- 8月3日 • 求人広告における人種・宗教・性別に基づく差別を禁止した新広告条例が先月26日に発効、当地の雇用主は正当な理由がない限り、今後、この種の条件をその求人広告に盛り込むことができなくなった。

シンガポール広告基準局発表の公報によれば、出版会社、広告主、広告代理店は今後、関係広告に人種・宗教・性別にかかわる如何なる差別表現も含まれないよう確保しなければならない。こうした差別表現には、直接的なものばかりでなく、間接的なものも含まれる。たとえば、求人広告中にある種の言語能力を有することを条件に加えることは、間接的な人種差別と見なされ、正当な理由が説明されない限り、こうした広告は違法とされる。

しかし、同準則では以下のような例外も認められている。

- 1) 教会や寺院がその求人に際して、特定の信仰を条件に加えることは一般に承認される。しかし、これもある種の条件の下では、承認されない場合がある。
- 2) 演劇、娯楽、芸術、撮影方面の人員募集に際しては、人種的条件を加えることも認められる。
- 3) ある種の飲食品の給仕を募集する際には、人種条件の併記が許される。
- 4) 特定人種の福祉や補導等に関係した社会事業従事者の求人広告にも、人種条件の併記が認められる。
- 5) 刑務所の看守、モデル等ある種の職業については、性別条件も認められる。

シンガポール広告基準局では今後、この種の違反広告が発見された場合、直ちに出版業者に通知し、その広告の停止、もし

くは修正を要求する方針である。同局は、今年初6カ月間に59件の差別広告に関する通報を受けたが、このうち求人広告に関するものは1件のみだったと言う。(聯合早報8月2日)

- 7日 ● 5人以上の密入国者もしくは違法長期逗留者を雇用する雇用主およびこの種の密航外人労働者の斡旋業者にも、3回の鞭打ち刑を科する新法案が先週(4日)国会に上程された。

同法案上程にともなって発表された内務省の公報によれば、これまでは外国人を違法に雇用した者には最低6カ月の禁固刑および最高6000ドルの罰金が科されていたに過ぎないが、新法案が成立すれば、これらに加えて鞭打ち刑が科されることになる。現行法には密航外人労働者の斡旋業者に対して、鞭打ち刑を科する規定も存在するが、常に同刑が適用されるわけではない。

同法案上程の理由は、違法就労者に対して鞭打ち刑を科する新法案が成立後、この種の労働者を雇用した雇用主に対して、鞭打ち刑を免除するのは不公平であるという声が内外に高まったためと言う。(ST8月5日)

- 14日 ● 通産省の第2四半期経済報告書によると、シンガポールの今年上半期の経済成長率は9.1%を記録、これに伴い政府は今年の予測成長率を6~7%から7.5~8.5%に上方修正した。

シンガポールが今年7.5~8.5%の成長率を達成するためには、下半期に6~7%の成長率を記録する必要がある。同報告書は、下半期のシンガポールの経済状況は、先進国、特に米国の経済の動きに依存するとしている。

上半期には金融・ビジネスサービス部門の成長率と、国内経済への貢献度が各12.9%、3.3%ポイントと、それまでシンガポールの経済に最も大きく貢献していた製造業の各9.8%、2.4%ポイントをいずれも上回った。

シンガポールの第2四半期の商品輸出成長率は12%と、前期を多少上回った。輸出品目では、特に機械・運輸機器の輸出が目立った。一方、サービス部門の輸出は、オフショア・バンキング、修船業、観光業、航空サービス業などの顕著な成長を反映して、第2四半期に11%の増加をみた。

上半期の外国人の対星投資約定額は8億4000万Sドルで、中でも西欧諸国のそれが3億1200万Sドルと、米国、日本を凌いだ。政府は、ヨーロッパの投資増加が、シンガポールのヨーロッパ共同市場形成後のヨーロッパ進出にプラスになるものと期待している。

政府が最近行った今年下半期の業況見通し調査によると、当地の企業の多くが下半期の業況に楽観的な見通しを抱いている。

産業各部門の上半期の業況は次の通り。

1) 金融・ビジネスサービス業

金融・ビジネスサービス業の上半期の成長率は、第1四半期が12.4%、第2四半期が13.3%と、両四半期ともそれまで産業部門別では最高の成長率を記録していた製造業を上回った。また金融・ビジネスサービス業は、生産性向上率でも上半期に、それまで1位だった商業部門を凌ぎ、6.3%を記録した。同業の顕著な成長の原因としては、当地証券市場の活況と、ローン需要の拡大が挙げられている。

シンガポール証券取引所(S E S)上場企業の株価は、第2四半期に7.3%上昇した。同期の出来高も62億株(取引高109億Sドル)と、前期を61%も上回った。

銀行のローン貸付額は6月末の時点で453億Sドルと、年率16.5%の増加をみた。銀行の非銀行金融機関と専門職/個人への貸出額は、各31.8%と21.6%増加した。

また建設業への貸出額(住宅ローンを除く)は2年半ぶりに増大し、9.1%の成長を記録した。

アジアダラー市場の第1四半期の成長率は14%で、第2四半期も同レベルだった。同市場の6月末時点の資産／負債総額は2812億USドルに達した。当地の金利は第2四半期に多少上昇している。

2) 製造業

製造業の上半期の成長率は9.8%と、昨年同期の22%を下回った。成長後退の理由としては、製造業の約40%を占める電子部門の業況低迷が挙げられている。特にディスク・ドライブとコンピューター周辺装置の生産は縮小し続けている。しかし最近、これらの製品に対する注文が増えており、今年下半期には業況の改善が期待されている。

製造業者の下半期の業況見通しは明るい。上半期の対星投資約定額9億7000万Sドルのうち、44%が電子部品／システムの製造に投じられている。

< 製造業主要部門の成長率 >

部門	1988年(%) 年間	1989年(%)	
		第1四半期	第2四半期
総合	18.4	11.1	8.6
電子業	28.1	11.5	3.9
電気機器	19.5	17.6	14.4
石油	4.7	25.3	12.3
機械（イカリク含む）	20.3	19.9	40.7
運輸機器	20.7	26.1	33.9
金属製品	17.7	8.4	3.9
印刷・出版	10.6	14.1	15.1
ペンキ／医療／化学薬品	3.5	19.6	0.9
衣料	6.3	-12.4	0.2
食品	9.0	8.2	-1.8

（注）昨年同期比

資料：EDB

3) 商業

商業部門の第2四半期の成長率は8.9%と、昨年同期の16%を下回ったが、観光業は第2四半期も活況を呈した。

外人旅行者（コースウェイからの入国者を除く）の数は、第

2 四半期に 1 1 1 万人と、前年同期を 1 4 % 上回った。訪星客の中で、最も大きな伸びを示したのは台湾からの訪星客で、その増加率は 4 9 % に達した。第 2 四半期には、日本とオーストラリアの訪星客も各 1 9 %、2 3 % 増えた。このほかに、米国、英国からの訪星客も 1 5 % と 1 3 %、それぞれ増えている。

こうした観光業ブームに伴い、当地ホテルの占室率も 8 2 % に達した。

4) 建設業

建設業は労働者不足と建材の値上がりで、第 2 四半期に 4. 3 % のマイナス成長を記録した。しかし来年は、公共プロジェクトの発注件数が増加する見通しだ。

リー・シェンロン通産相は、建設業の低迷には外人違法就労者の取締り強化が影響したとしている。

第 2 四半期に生産性が下降したのは、建設業のみだった。同業界の生産性は第 2 四半期に 6.6 % 下降したが、これは過去 5 年間で最大の下降だった。

上半期の建設プロジェクトの発注総額は 2 4 億 S ドルと、3 0 % の増加をみた。このうち 5 0 % は、民間部門によるプロジェクトだった。建設業開発局 (CIDB) は今年、4 0 億 S ドル相当のプロジェクトが発注されるものと予測している。

当地の建材価格は、第 2 四半期に 1 1 % 上昇したが、今後、多くの新規プロジェクトが計画されており、建材の需要は大きい。

銀行の建設業へのローン貸出額は、第 2 四半期に 5 8 億 S ドルへと 1 年半ぶりに増加した。住宅ローンは倍増し、3 5 億 S ドルに達した。(通産省経済調査報告書：下表参照)

＜産業各部門の成長率＞

	1988年	1989年	
	年間	第1四半期	第2四半期
	(%)	(%)	昨年同期比
平均	11.0	9.2	9.0
製造	18.4	11.1	8.6
建設	-5.4	0.0	-4.3
商業	16.9	7.6	8.9
運輸・通信	10.2	9.2	9.5
金融・ビジネス サービス	8.6	12.4	13.3

＜各産業のGDPへの貢献率＞

	1988年	1989年	
	年間	第1四半期	第2四半期
	(%)	(%)	(%)
合計	11.0	9.2	9.0
製造	4.5	2.7	2.4
建設	-0.3	0.0	-0.2
商業	2.6	1.2	1.4
運輸・通信	1.4	1.2	1.2
金融・ビジネス サービス	2.2	3.2	3.3
その他	0.6	0.9	0.9

- 外国人の対星投資約定額は第1四半期が4億1000万Sドル、第2四半期が4億3000万Sドルで、合計8億4000万Sドルと、昨年同期を多少上回った。

このうち、西欧諸国の投資額が第1、2四半期合わせて3億1200万Sドルと、国／地域別で最高を記録している。

西欧諸国に次いで多いのは米国の2億8670万Sドルで、日本の2億2730万Sドルがそれに次いでいる。

日本の対星投資約定額は、第1四半期には1億3390万Sドルで米国に次いで多かったが、第2四半期には9340万Sドルに縮小している。

これに対し、西欧諸国の投資額は、第1四半期の1億2330万Sドルから、第2四半期の1億8870万Sドルに増えている。
(通産省経済調査報告書)

15日 ● リー・シェンロン通産相は8日に開かれた第2四半期の通産省経済レポートの発表記者会見の席上、「過去2年間連続して高率の賃上げがなされてきたが、来年の賃上げ交渉に際しては、労使とも経済情勢を慎重に考慮すべきである。特に今年の賃上げ率が平均約11%にも達していることを考えれば、1985年の不況を招いた誤りを繰り返さないように注意する必要がある」と強調した。

▲今年通年の成長率7.5～8.5%

通産省レポートによれば、今年第2四半期の経済成長率は9%に達し、第1四半期の成長率も9.2%に修正された。この結果、今年上半期の経済成長率は9.1%となった。このように国内経済が予想を上回るペースで成長を続けていることから、通産省は今年の経済成長予測を当初の6～7%から7.5～8.5%へ上方修正した。

▲公務員に特別ボーナスも

今年通年の経済成長率が8%を超えた場合、政府は公務員に特別ボーナスを支給することを検討している。また、もし経済成長率が5～8%なら、1カ月分の変動ボーナスに加えて、1～2%の昇給が可能である。

▲CPF積立率を38%から40%に引き上げ

もし、来年の経済も順調な成長をみた場合、政府は来年7月にCPF積立率を現行の38%から40%（雇用主、被雇用者各20%）に引き上げることを検討している。

▲外人労働者税再び引き上げも

ここ数カ月、製造および建設部門など各部門の外人労働者数が増えている。外人労働者税は先月、月額250\$ドルに引き上げられたが、政府としては、雇用主への影響も考慮しつつ、それをさらに調整することも検討中である。同税率を上方修正するか、下方修正するかは、先月の引き上げの影響を6カ月間にわたって監視した結果により決定される。

労働市場は相変わらず逼迫しているとは言え、正味雇用創出数から見れば、その状況はかなり改善している。今年第2四半期の新規雇用創出数（建設部門を除く）は1万900人と、昨年同期の1万3500人を下回っている。

- 21日
- 今年5月、金融業を除く各企業の大学新卒者に対する初任給を調査したところによると、出身学科別で最高給を得ているのはコンピューター学科卒で、平均年俸は2万2040ドルだった。

同調査は管理コンサルタント会社ピート・マーウィックが非金融企業30社に対して行ったもので、調査対象のうち70%が地元企業となっている。

コンピューター学科に次いで高給を得ているのは商科と文学／社会学科卒だが、文学／社会学科の年俸は1万3200ドルと最も較差が大きかった。文学／社会学科で高給を得ている者の多くはデパートに就職、比較的低い給与を得ている者の多くは、地元製造業界に就職した者だった。

逆に給与格差が最小だったのは会計学科（1万6900～1万8000ドル）と経営管理学科（1万5600～1万7280ドル）で、商科については初任給の高い者は銀行に、低い者は地元の大手企業に就職した者だった。コンピューター学科の格差は主に企業規模によるもので、概して製造業関係は低く、コンピューター・システムを擁するような大手企業は高めとなっている。

なお昨年同期の調査は、今年よりも23社多い、53社を対象に行われたが、コンピューター学科は第3位で、最高給は電子・電気工学の1万2000～2万1600ドル、次いで一般工学の1万800～2万1600ドルと、今年とはかなり違った結果となっている。（聯合早報8月18日：下表参照）

<<新学卒者の出身学科別年俸>>

(単位：Sドル)

	1988年5月	1989年5月	平均
電子電気工学	12,000 - 21,600	11,700 - 18,200	14,950
その他の工学	10,800 - 21,600	15,600 - 18,200	16,900
コンピューター	12,000 - 19,200	15,000 - 23,400	22,040
その他の理科	10,800 - 18,000	15,600 - 17,280	15,786
会計	10,800 - 18,000	16,900 - 18,000	17,048
経営管理	12,000 - 13,200	15,600 - 17,280	16,716
商科	資料なし	16,900 - 22,500	17,522
文学/社会学科	10,400 - 16,800	13,200 - 23,400	17,400

29日 ● シンガポールに駐在する外国人の生活費は、過去1年間に9.1%上昇し、一般シンガポールリアンの消費者物価指数(CPI)の上昇率(2%)をはるかに上回った。

シンガポール国際商業会議所(SICC)が出版した外国人駐在員最新生活手帳(SICCオフィス、有名書店で1冊6Sドルで販売)によると、外国人駐在員消費者物価指数(ECPI)が、このように大幅な上昇を見た主な理由は、ECPIの39%を占める住宅費が、当地の不動産市況の活況で、昨年4月から今年4月の間に10.9%も上昇したことが挙げられる。このほか、飲食費が6.3%、衣料費が5.3%、交通・通信費が5.7%、雑費が9.7%上昇した。

しかし、駐在員の住宅費、交通費、教育費、保健費等の支出は、一般に会社によって負担されており、これらの項目を除く生活費についてみると、その上昇率は5.2%にすぎない。したがって、駐在員個人が感じる当地のインフレは、それほど高くないとも言える。

ちなみに、政府発表の消費者物価指数(CPI)では、飲食費が全体の44%を占めているが、当地の飲食費はずっと低く保たれており、このことが当地の低インフレ率の主因となっている。(ST、聯合早報8月28日)

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (8 August 1989)

* DAI-ICHI SECURITIES CO LTD
(Singapore Representative Office)
Mr Y Fukutsu (Chief Representative)
50 Raffles Place # 29-02/03
Shell Tower
Singapore 0104
Tel: 2214141
Tlx: RS 26681 DAISEC
Fax: 22211982

* HOSHO SINGAPORE PTE LTD
Mr M Miyake (President)
15 Fishery Port Road
Jurong Industrial Estate
Singapore 2261
Tel: 2685445
Tlx: RS 50030
Fax: 2651725

* SENRI ELECTRONICS (S) PTE LTD
Mr K Chiba (Managing Director)
78 Senoko Drive
Singapore 2775
Tel: 7554978
Fax: 7554971

* MIURA & ASSOCIATES MANAGEMENT
CONSULTANTS PTE LTD
Mr K Miura (Managing Director)
21 Collyer Quay # 15-00
Hong Kong Bank Building
Singapore 0104
Tel: 2261109
Fax: 2259198

* PIONEER ELECTRONICS (SINGAPORE PTE LTD
Mr K Kondo (Deputy Managing Director)
81 Genting Lane # 02-02
Everich Industrial Building
Singapore 1334
Tel: 7462926
Fax: 7434896

** CHANGE OF ADDRESS

* ISETAN (SINGAPORE) LTD
593 Havelock Road # 02-00
Teck Huat Chambers
Singapore 0316
Tel: 7328866
Tlx: RS 24791
Fax: 7337424

* TOSHIBA MACHINE S.E.ASIA PTE LTD
24 Tuas Avenue 4
Singapore 2263
Tel: 8611455
Tlx: RS 23270 TOSMAC
Fax: 8612023

* YAMAUCHI SINGAPORE PTE LTD
514 Chai Chee Lane # 01-06
Singapore 1646
Tel: 4494366
Tlx: RS 35066 YAMRUB
Fax: 4497618

* HITACHI EXPRESS SINGAPORE (PTE) LTD
55 Cuppage Road # 07-12
Cuppage Centre
Singapore 0922
Tel: 2358111
Fax: 2352127

* TAKASAGO INTERNATIONAL (SINGAPORE)
PTE LTD
215 Pandan Loop
Singapore 0512
Tel: 7791077
Tlx: RS 23266 TAKASIN
Fax: 7775000

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * O.D.S. NAGASAKIYA PTE LTD
From Mr Y Murakami to Mr N Murai
- * N.Y.K. LINE (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr T Yasuda to Mr K Yasui
- * JAPAN AIR LINES CO LTD
From Mr H Kono to Mr T Kato
- * HOTEL NEW OTANI SINGAPORE
From Mr M Nakada to Mr C. M. Ikei
- * CENTURY LEASING (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr I Yoshino to Mr N Takahashi
- * JAPAN GREEN HOSPITAL PTE LTD
From Mr M Konno to Mr K Takino
- * TOMY (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr J Onuma to Mr S Okada
- * COSMO OIL SINGAPORE PTE LTD
From Mr M Murata to Mr N Kitamura
- * AOKI CORPORATION
From Mr K Yamanouchi to Mr Y Sakata
- * THE TAIYO KOBE BANK LTD
From Mr T Kawabata to Mr T Hayashi
- * SONY SINGAPORE PTE LTD
From Mr T Kabayashi to Mr M Sato
- * TOSHIBA SINGAPORE PTE LTD
From Mr N Kawasoe to Mr T Yasui

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

- * DAI-DAN CO LTD
From ODD Corporation
To Dai-Dan Co Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民事法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	----- (会 員) -----	S\$ 5
	----- (非会員) -----	S\$ 8

投資関係

法律15号（経流拡大奨励法改正法）1979年	-----	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	----- (会 員) -----	S\$35
	----- (非会員) -----	S\$40
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
シンガポールの租税	-----	S\$20
所得税法〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$20
	----- (非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	----- (会 員) -----	S\$80
	----- (非会員) -----	S\$90
会社法・1984年改正	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984, 1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20
買収および合併に関する基準	-----	S\$20

為替管理・関税

法律時報第6号	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$20

業種別規則

法律第18号工場法改正法(1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許(実施権)法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2 (非会員) S\$ 3

労働関係

労働組合法(1977年)	S\$10
法律第3号(共和国労働雇用法改正)1970年	S\$ 5
法律(改正)時報(第25号)1981年中央厚生年金法(付録入替)告示	S\$ 5
法律(改正)時報(第26号)1981年雇用(年間賃金勧告)告示	S\$ 5
法律(改正)時報第22号(雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律(改正)時報第23号(中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法(1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律(改正)時報第24号(中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律(改正)時報第27号(中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法(改訂版)	(会 員) S\$20 (非会員) S\$30
中央厚生年金法(改訂版)	S\$ 5
労働三法(雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿(1987/1988年)	(会 員) S\$15 (非会員) S\$30
月報(各月号)	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$25 (非会員) S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$20 (非会員) S\$30

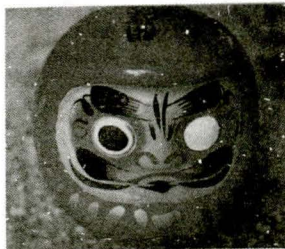
編集後記

物騒な世の中です。いたいけな少女が連続して殺され、その事件について昔フランスの猟奇殺人で有名になった人物が論評をする。その奇怪な取り合わせには、思わず目まいを覚えます。

ということとは関係なく、今月号も各界の諸氏から広範なご寄稿を頂戴致しました。海外引越、カードという本当に身近な話題についてシンガポール日本通運様、凸板印刷の福居氏に掘り下げて頂きました。

“緊急援助会社”という事業をご存知でしたか？ 実例をあげその全容をGES Aの君島氏にご紹介頂きました。公認会計士の高山氏は、いつもの様にわかり易くシンガポールの税制改正についてご執筆下さいました。心より御礼申し上げます。

10月号の担当は国際電信電話の伊藤と松下電器の東屋敷でした。



DARUMA doll with one blank eye

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

M. C. I. (P) No.

76 / 4 / 89

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO., (S) PTE., LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831